

# 寄附金税額控除の概要

## 税額控除の仕組み・算定方法

個人の方が都道府県や市区町村に対して、年間で2,000円を超える寄附をされた場合、個人の住民税（都道府県民税・市区町村民税）や所得税（国税）から、一定の金額が軽減されます。

### ●個人の住民税（都道府県民税・市区町村民税）の軽減

県や市町村に対する寄附金のうち2,000円を超える部分について、寄附の翌年度に課税される住民税の税額から、次のアとイの合計金額が控除されます。

ア 基本控除額：「次のいずれか低い方の金額」－2,000円 × 10%

- ・「寄附金の合計額」
- ・「総所得金額等の30%相当額」

イ 特例控除額：「寄附金の合計額－2,000円」 × (90%－0～40%〔所得税の限界税率※〕)

(イの額については、個人住民税所得割の1割を限度)

※：限界税率とは、個人の課税所得金額に応じて適用される所得税の税率のうち最も高い税率（所得税の税額表）

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

★課税所得金額は源泉徴収票又は確定申告書等で確認できます。

### ●所得税（国税）の軽減

寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得金額から控除できる制度が適用できます。

(次のいずれか低い方の金額)－2,000円 = 所得から控除される額

- ・「寄附金の合計額」
- ・「総所得金額等の40%相当額」

確定申告により、納めすぎた税額が生じた場合は、税務署から還付されます。

<計算例>

◎寄附金40,000円の場合

$$40,000円 - 2,000円 = \llcorner \text{控除対象額} \gg 38,000円$$

『所得税の税額控除額』

$$38,000円 \times 10\% \text{ (限界税率が10\%の場合)} = 3,800円 \dots A$$

『住民税の税額控除額』

ア 基本控除 (一律10%)  $38,000円 \times 10\% = 3,800円 \dots B$

イ 特例控除額 (控除対象額  $\times$  (90% - 限界税率が10%の場合))

$$38,000円 \times (90\% - 10\%) = 30,400円 \dots C$$

■控除合計額 (A+B+C)

$$3,800円 + 3,800円 + 30,400円 = \boxed{38,000円}$$